

イギリスにおけるマネー・ローンダリング罪について（二・完）

——二〇〇二年犯罪収益法定以後の動向を中心として——

澁谷 洋平

一 序

二 イギリスにおけるマネー・ローンダリング規制制度（以上一四〇号）

三 イギリスにおけるマネー・ローンダリング罪

（一） 犯罪類型

（二） 犯罪財産の概念

（三） 犯罪財産隠匿等罪

（四） 参考画罪

（五） 犯罪財産取得等罪

(六) 犯罪不成立事由

(七) その他の犯罪

四 結語

(一) イギリスの状況

(二) 日本法に対する示唆

(三) 残された課題(以上本号)

三 イギリスにおけるマネー・ローンダリング罪

(一) 犯罪類型

二〇〇二年法上、イギリスにおけるMLT罪は、MLT行為の処罰に関する類型と、疑わしい取引の規制に関する類型の二つに大別される⁸⁴⁾。

このうち、MLT罪の柱とされているのは、前者である。このMLT行為の処罰に関する類型は、①犯罪財産隠匿等罪(三二七条一項)、②MLT参画罪(三二八条一項)、及び③犯罪財産取得等罪(三二九条一項)の三つに区別され、以下のように規定されている。

一 犯罪財産隠匿等罪

「犯罪財産 (criminal property) を (a) 隠匿し (conceal)」、(b) 仮装し (disguise)」、(c) 変換し (convert)」、(d) 移転し (transfer)」、又は (e) 英国 (イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド) から除く (remove) 者は、犯罪を遂行している。」

二 ML参画罪

「他人による、又は他人に代わり、犯罪財産の獲得、保持、使用又は支配を促進することを認識し、又は疑いながら当該取決めに加わり (enter into)」、又はこれに関与する (concerned in) 者は、犯罪を遂行している。」

三 犯罪財産取得等罪

「犯罪財産を (a) 取得し (acquire)」、(b) 使用し (use)」、又は (c) 所持する (has possession) 者は、犯罪を遂行している。」

さらに、二〇〇二年法は、MLとは「(a) 本法三二七条、三二八条又は三二九条を構成する行為、(b) (a) に掲げられた犯罪の未遂、コンスピラシー、又は唆しを構成する行為、(c) (a) に掲げられた犯罪の援助、相談、又は準備を構成する行為、又は (d) 仮に英国内で実行されたならば上記 (a) ないし (c) に掲げられた犯罪を構成する行為である」(三四〇条一項、四一五条一項、二項) と定義している。こうして、ML罪は、上記三つの類型に加えて、その未完成形態も含まれることになる。⁸⁵⁾

上記三つのML罪の刑の上限は、何れも同一である。すなわち、(a) 略式起訴手続による場合は六月以下の拘禁刑若しくは制定法上の上限(五〇〇〇ポンド)を超えない罰金又はその併科、(b) 正式起訴手続による場合は一四年以下の拘禁刑若しくは上限のない罰金又はその併科である(三三四条一項)。

(二) 犯罪財産の概念

上記三つのML罪に共通するのは、「犯罪財産(criminal property)」である。犯罪財産については、以下の定義規定がある。

「財産は、(a) それが犯罪行為(criminal conduct)からの人の利益(benefit)を構成し、又はかかる利益を代表し(全部又は部分的に、及び直接的又は間接的に)、かつ(b) 行為者がそのことを認識し(know)、又は疑っている(suspect)とき、犯罪的である。」(三四〇条三項)

この定義によれば、ある財産が犯罪財産となるためには、まず、(a) 当該財産が犯罪行為からの利益でなければならぬ。ある財産に犯罪的性格を付与する犯罪行為を「前提犯罪(prediccate offence)」といい、ML罪それ自体とは区別される。二〇〇二年法上、MLの前提犯罪は、薬物犯罪や重大犯罪に限定されず、英国内で犯罪化されている行為であれば足り、国外犯も含まれる(三四〇条二項⁽⁸⁶⁾)。

また、前提犯罪となる行為を誰が実行したか、誰がその行為から利益を得たか、その行為が二〇〇二年法制定以前か以後のものかを問わない(三四〇条四項)。なお、前提犯罪とML罪とは別個独立した犯罪であるから、前提

犯罪の行為者とMLの行為者とが異なっているとしても、それらが同一であっても、ML罪の成否に影響しない。⁽⁸⁷⁾

犯罪行為の結果として、又はこれに関連して財産を獲得した場合、人はその行為から利益を得ており(三四〇条五項)、同様の形で財産上不正の利益(pecuniary advantage)を得た場合、人はその行為から当該財産上の利益と同等額の金銭を得たことになる(同条六項)⁽⁸⁸⁾。また、財産の形態にも制限がない(同条九項)。人は、財産に対する法的権限(legal or equitable interest or power)を有したとき、これを獲得したことになる(同条一〇項)。

このように、こうした定義とその解釈によれば、犯罪財産という概念は、かなり広い射程を有している。⁽⁸⁹⁾ 但し、ML行為の実行以前に、その客体は犯罪財産でなければならず、合法に得られた利益を違法な計画に使用する目的で移転することは、ML罪を構成しないと解されている。⁽⁹⁰⁾

さらに、ある財産が犯罪財産となるためには、(b)行為者が、それが犯罪財産であることを認識し、又は疑っていないなければならない⁽⁹¹⁾。この「疑い」とは、「被告人が当該事実の存在する、空想を超える程度の可能性があると考えている必要がある、漠然とした不安感では足りない」とはいえ、疑いが明確なものでなければならず、又は特定の諸事実に確実に基礎づけられ、目標とされていないことを要しない⁽⁹²⁾とされている。

こうして、訴追側が、当該財産が犯罪財産であることを証明するには、上記(a)(b)の二点を立証しなければならぬ。ここで、特に(a)に関して、「当該財産が犯罪財産であること」の立証は、前提犯罪それ自体の訴追及び立証がなくても可能であるという点で概ね共通理解があるもの⁽⁹³⁾の、その立証に際して、何をどの程度にまで証明しなければならないかという、その先にある問題がなお議論されている⁽⁹⁴⁾。この点は民事的回復も同様であるが、民事的回復とML罪とは異なる制度である上、後者は刑事手続であるため、より深刻な問題となっており、裁判所も一貫してこの問題に取り組んできた。⁽⁹⁵⁾

この問題については、Anvoit事件⁽⁹⁾が指導的判例といわれている。本件において、控訴院は、「財産が犯罪に由来することを立証し得る方法は、(a) その財産が特定の類 (kind) の行為に由来し、その類の行為が違法であることを示すこと、又は (b) その財産が犯罪に由来するしかあり得ないという抵抗しがたい推認を生じさせる、様々な状況証拠によることの二通りある」とした上で、「本件においては、当該現金が薬物及び／又は租税遁脱から生じたと推認し得る明確な証拠が存在している」として、上訴を棄却した。

本判決は、複数の裁判例において踏襲されているが、立証方法 (a) に対しては、前提犯罪の種類 (type) の特定は不要なのか、そして前提犯罪又はその種の特定がなければ被告人は防衛対象に関する十分な詳細を知り得ないか、ML罪における潜在的な不公正性 (unfairness) が拡大する、同 (b) に対しては、民事的回復における拳証責任よりも軽いもので足りる場合があり得るといった批判も提起されている⁽¹⁰⁾。

もちろん、裁判所も、こうした不公正さを防止すべきことを何度も強調してきている。例えば、DPP of Mauritius 対 Bloolah 事件⁽¹¹⁾において、枢密院 (Privy Council) は、次のように分析している。すなわち、「イギリスの諸判例は、特定の前提犯罪の証明が不要であるとの固い結論を超えて、諸々の情報を提供している。それらは……違法な利益をもたらした犯罪活動の性質に関する詳細な事実を提示し得る場合には、そうしなければならぬことを示唆する点において、異議がない。これを不可欠の要件と暗示する裁判例もあれば、容易な場合にこれを要求するに留まる裁判例もある。しかしながら、被疑者又は被告人に対して、違法な利益を生じさせた犯罪活動の型に関する通告が可能な場合には、かかる情報を提供しなければならないというのが、公正さの要請するところである」と。

本判決は、きわめて過酷な性質をもつ犯罪 (offences of draconian nature) といわれる ML 罪の立証に関して、

被告人がいかなる嫌疑を向けられているのかを十分特定しないことにより生じる不正さに警鐘を鳴らし、訴追側の実務に対する一定の指針を打ち出すものとして、評価されている⁽¹⁸⁾。

(三) 犯罪財産隠匿等罪

本罪は、一九八八年刑事司法法九三C条と一九九四年薬物取引法四九条を統合して単一の犯罪類型としたもの⁽¹⁹⁾であり、犯罪財産の(a) 隠匿、(b) 仮装、(c) 変換、(d) 移転、及び(e) 英国からの取除きという五つの行為を規定している⁽²⁰⁾。

このうち、隠匿と仮装については定義規定があり、「犯罪財産の性質、起源、所在、処分、移転若しくは所有権その他の権利を隠匿し、又は偽装すること」をいう(三二七条三項)。

他方、変換、移転、及び取除きについては定義規定がなく、その意義及び限界が争われた裁判例がある。

まず、変換については、FENZ事件⁽²¹⁾がある。本件において、被告人は、自己の銀行口座の詳細事項、デビットカード及びPINナンバーを、給料の振込口座が必要であるという知人Aに提供したところ、Aによる詐欺の被害金等二八〇〇ポンド余りが二か月ほどの間に計七回、当該口座に入金されたという事実につき、犯罪財産を変換したとして、本罪で訴追された。なお、七回の入金のうち、六回は、自動インターネット送金によるもの、一回は、Aが偽造した盗難小切手の払込みによるものであった。

被告人は、「各人金は詐欺の被害者か(六回分)、本犯[A](一回分)によって行われたものであって、被告人は自己名義の口座の使用を許可したに過ぎないのであるから、犯罪財産を変換したとはいえない」として上訴した。しかし、控訴院は、「人は自己の口座に現金を預け入れ、受領し、保持し、引き出すことがあり得る(「ところ」、こ

これらの行為は、それを他人に依頼し、又は許可することによって、当該現金を変換することに相当する」と判示して、上訴を棄却した。

次に、移転については、*Lindsay*事件⁽¹⁰⁾がある。本件において、被告人は、現金八七〇一〇ポンドを犯罪財産と知り、又は疑いながら、他の共犯者が駐車場内でV車からP車に積み替えている際、現場にO車で到着したところを逮捕され、犯罪財産を移転したとして、本罪で訴追された。控訴院は、被告人の上訴を棄却する中で、「移転とは、犯罪財産がある人物から別の人物に移ること (pass) を意味する」と判示した。

最後に、裁判例は見当たらないものの取除きとは、英国法域から犯罪財産が動かされた (moved) ときに成立するものとされている。⁽¹⁰⁾

(四) ML 参画罪

本罪は、他人による、又は他人に代わり犯罪財産の獲得、保持、使用又は支配を促進することを認識し、又は疑いながら当該取決めに加わり、又はこれに関与する行為を禁止している。

本罪は、一九八八年刑事司法法九三A条、及び一九九四年薬物取引法五〇条を単純化したものであり、きわめて幅広い射程をもつ犯罪類型であるといわれる。⁽¹¹⁾

まず、本条の中核となる「取決め」という概念の意義は、必ずしも明確でない。例えば、*Gearty*事件⁽¹²⁾において、被告人は、銀行員である友人Aから、離婚協議中の妻から現金を隠したいと告げられ、同人に対して自己の銀行口座への預金を許可し、その一部を費消した後と同額を返還することより、同人を手助けするという計画に合意したとして、本罪で訴追された。なお、現金は、実際には銀行から窃取されたものであったが、被告人は当該現金が犯

罪行為の利益であると考えておらず、離婚協議に際しての財産隠匿を手助けしているだけだと信じていた。

被告人は、犯罪財産であることの認識や疑いを全く有していないから、当該現金は犯罪財産でないとして上訴した。一方、訴追側は、現金はAの妻を欺き、裁判所の判断を誤らせることを目的とした合意に則って被告人に移転されており、かかる合意は司法作用の妨害を含み、かつ被告人は……犯罪行為の結果として、又はこれに関連する利益を得ているから、当該現金は犯罪財産である」と反論した。

控訴院は、「取決めは、これに基づいてその内容が実行に移され始めた時点で犯罪的である財産に関連していなければならぬ。もともと合法であったが、その取決めの実行の結果としてのみ犯罪的となる財産にまでこれを拡張することは、本条の文言を、その適切な限界を超えるところにまで緩めることになる」と判示して、被告人の上訴を認め、有罪判決を破棄した⁽¹⁸⁾。

その後、QH事件⁽¹⁹⁾において、Bがインターネット上に虚偽の保険内容を掲載し、多数の閲覧者がB指定の金融機関の口座に多額の保険加入金を入金したところ、Bに促されて当該金融機関に口座を開設していた被告人が本罪で訴追されたという事案につき、最高裁は、Gearry事件判決を正当であるとしつつ、同時に本件と同判決とは事案が異なることを強調した上で、「本罪は、その取決めが犯罪財産の獲得、保持、使用及び支配を促進するものとなり、かつ被告人がこれを認識し、又は疑っているとき、既遂となる。その時点で、被告人は本条によって犯罪となる取決めの関与者となるのである。それゆえ、その取決めが初めて企画された時点で犯罪財産が存在していたか否かは問題とならない。その取決めが作用する時点でその財産が犯罪的なものではないということが必要である」と判示し、答弁不要の申立てを認めた事実審を破棄している。

こうして、取決めをする以前に犯罪財産が存在している必要はないものの、少なくともその取決めが実行される

時点で当該財産が犯罪財産でなければならないという点は、本罪の成否を判断する上で、きわめて重要であるといわれている。⁽¹⁶⁾

次に、本条にいう「促進」に関して、Dicey対公訴局事件⁽¹⁶⁾がある。本件において、被告人は、自動車販売業者Mから自動車を八〇〇ポンドで売りたいとの申し出を受け、当該自動車盗難車であることを認識し、又は疑いつつ、これを安く購入して三五〇〇ポンドで転売しようと考え、試乗後、同人に対して、価格交渉の準備のため、数日待つよう依頼した。被告人は、五〇〇ポンドを準備したものの、結局、売買契約に至らなかったが、本罪で訴追された。

控訴院は、被告人とMとの二度目の面会の取決めが、被告人から将来自動車を購入することになる人物の利益となる、将来の自動車獲得を促進するものであるとの訴追側の主張に対して、「それは、本条の緩やかな解釈である。仮に訴追側の主張が正しいとすると、転売するつもりで盗品に関与した全ての事案が本条違反をも構成することになりかねない。これは本条にあまりに広範な構造を与えることになる。……両者の取決めは、売買契約でない、価格交渉のための面会であった。仮に価格が合意に達し、かつ自動車が引き渡されていたならば、それは第三者による将来的な自動車獲得を促進していただろう。しかし、本条は、その取決めが第三者の獲得を『促進する』ことを被告人が認識し、又はこれを疑っていなければならないとしている。本条は、『将来的に促進する』としておらず、『促進する可能性が高い』とか、『促進するかもしれない』というのでは足りない。取決めの時点で撮影された一コマが、第三者の利益となる獲得をその時点で促進しているといえるほどに完結されていること、それゆえ第三者が特定されているか、又は少なくとも特定可能でなければならない。被告人の行為は、きわめて予備的なものであった。それは、価格が合意されていないこと、及び将来の購入予定者を選別する行動がとられていないこと

の二点を理由とする」と判示して、有罪判決を破棄した。⁽¹⁷⁾

こうして、本罪の成立範囲を弛緩させないよう文言を解釈するという裁判所の姿勢が看取されるものの、本罪は、法律家や銀行員など、自己の業務の過程で財産を取り扱う者も幅広く包含する規定形式であるため、その射程は依然として広い。⁽¹⁸⁾従って、後にみる犯罪不成立事由による限定が、さらに重要な問題となるのである。⁽¹⁹⁾

(五) 犯罪財産取得等罪

本罪は、犯罪財産の (a) 取得、(b) 使用及び (c) 所持を禁止している。

本罪は、一九八八年刑事司法法九三B条と一九九四年薬物取引法五一条を統合したものであり、⁽²⁰⁾ML 参画罪と同様、やはり広い射程を有しているため、その限界が問題となる。

例えば、Whitlam 事件⁽²¹⁾において、被告人は、侵入窃盗罪 (burglary) によって盗難された子供用五〇ccバイクを所持していたとして本罪で訴追され、有罪判決を受けた。

控訴院は、被告人の上訴を拒けつつ、被告人側から、伝統的に侵入窃盗罪や盗品関与罪による訴追がなされてきた典型的事案である本件を本罪で訴追することに対して懸念が示されたことを受けて、次のように判示している。

すなわち、「一見、三二九条が有罪判決を確保するためのより容易な手段として利用されているように思えるであろう。……被告人側は、公訴局の……『法律指針マニュアル (Legal Guidance Manual)』に注目させようとする。……ここでは、とりわけ三二九条の所持罪に関して、訴追裁量の慎重な行使が求められることを強調する、訴追に関する一般的勧告が記載されている。その指針は、MLとその前提をなす犯罪行為が別個の犯罪であること、及びその前提犯罪は刑事手続の原因となる行為であるから、通常、これが訴追されなければならないことを確言してい

る。追加的なMLによる訴追は、通常、被告人が犯罪収益を積極的に隠匿又は移転している場合に検討されなければならぬとしている。……訴追決定を握るのは公訴局であって、司法審査に基づき干渉の手立てを講じるべき違法性のある例外的事案を除き、これを行うのが裁判所でないことは承知しているが……なぜ本件を盗品関与罪でなくML罪として訴追することにメリットがあると考えたのか、理解に苦しむものである。他方、個別事案における判断形成過程の詳細を完全に知ることは困難であって、これに関する最終的な見方を当裁判所が表明することは誤りであろう。さらに、統計上、三二九条の不適切な活用という問題が実務で生じているということも、明らかでない。かかる事情の下では、公訴局が各公訴官に訴追判断の適切性を保証するための指針を常に念頭に置くことを忘れないよう取り組むであろう一方、当裁判所がこの問題についてこれ以上のことを語る必要はない」と。

このように、自己の犯罪収益を所持、使用等する場合にも本罪が適用されるため、財産犯罪を遂行する者のほとんどが追加的にML罪をも遂行することになる上、ML罪の訴追及び立証に際して、前提犯罪の訴追及び立証は必要でないことから、本件のような事案を何罪で訴追するかという問題が生じることになる。

裁判所は、この点に関する被告人側の懸念に理解を示す一方、その懸念が本件以外の実務でも現実に生じているか否かが統計上不明であることも踏まえ、本罪による訴追が、訴追側の簡便な手段とならないよう、訴追裁量をする公訴局が今後も「法律指針マニュアル」⁽¹⁸⁾に従って適切な訴追判断を行うことを求めるという形でこれにに応じている。

さらに、本罪も、法律家の業務行為に広く適用され得るため、ML参画罪と同様、次にみる犯罪不成立事由による限定が重要となる。

(六) 犯罪不成立事由

一 公認された情報開示

上記三つのML罪に対しては、以下のように共通する犯罪不成立事由が規定されている。

「しかし、人は、次の場合には、[ML]罪を遂行していない。

- (a) 本法三三八条の下で公認された情報開示 (authorized disclosure) を行い、かつ (その情報開示が [ML] 行為の実行以前になされたときには) 適切な同意を得ている場合、
- (b) かかる情報開示を行う意図であったが、そうしないことに合理的理由があった場合、又は
- (c / d) その [ML] 行為が、本法の規定、又は犯罪行為若しくは犯罪行為からの利益に関連する制定法の執行に関連する役割を履行する中でなされた場合。」(三二七条二項 (a)) (c)、三二八条二項 (a)) (c)、三二九条二項 (a) (b) (d))

本事由 (a)) (c / d) に該当するML行為は、罪とならない。本事由の趣旨は、三つのML罪の何れかを構成し得ることを認識し、又は疑いながら業務活動を行う必要がある者に対して、その後の業務活動を行うため、情報を開示して同意 (consent) を得る手続を定めることを通じて、当該業務活動が該当するML行為の犯罪性阻却を認める点にある。¹⁸⁾

この情報開示とは、具体的には、ML行為を疑われている者が、警察官、税関職員その他指定管理者等に対して、①ML行為をする以前に情報開示を行うか、②ML行為をしている間にこれを行う場合にあっては、(i) その財

産が犯罪行為からの利益を構成することを認識せず、又はこれを疑っていなかったがゆえに当該「」行為を開始した時点では禁止されおらず、かつ(ii)その情報開示が本人主導のもとで、かつ前記事実を初めて認識し、又は疑った後、可及的速やかに行われたこと、又は③ML行為をした後にこれを行う場合にあつては、(i)ML行為以前にこれを行わなかったことに合理的弁明(excuse)があり、かつ(ii)その情報開示が本人主導のもとで可及的速やかに行われたことの何れかの条件を満たし(三三八条一項、五項)、かつ所定の様式及び方法による場合(三三九条一項)にのみ、認められる。¹⁸⁾

なお、この情報開示が誠実に行われた場合、情報開示者は、民事責任を負うこともない(三三八条四項、四A項)。

二 適切な対価

また、犯罪財産取得等罪については、以下のような個別の犯罪不成立事由も規定されている。

「しかし、人は、次の場合には、本罪を遂行していない。

(c) 適切な対価(adequate consideration)を支払ってその財産を取得し、使用し、又は所持した場合。」(三二

九条二項(c))

「(a) 仮に「犯罪財産に対して提供された」対価の価値(value)が「MLが疑われている」財産の価値を有意に(significantly)下回っている場合、人は財産を不適切な対価をもって獲得し、

(b) 仮に対価の価値がその「犯罪財産の」使用又は所持の価値を有意に下回っている場合、人は財産を不適切な対価をもって使用又は所持しており、そして

(c) 他人の犯罪行為の実行を援助するかもしれないことを認識し、又は疑うところの物又はサービスの提供は、対価でない。」(三二九条三項(a)～(c))

本事由は、日用品の販売に際して、犯罪収益であることが疑われる金銭による支払いを受けることがある小売業者を保護する趣旨である⁽⁸⁾。従って、例えば盗品であることを認識しながら適切な対価でこれを購入した場合、犯罪財産取得罪は成立しない(三二九条三項(a)～(b))。他方、武装強盗に使用されることを知りながら自動車を売却し、過去の犯罪収益から支払いを得た場合、それがたとえ市場価格であったとしても「対価」とならず、犯罪収益性の認識又は疑いがあれば、本罪が成立することになる(三二九条三項(c))⁽⁹⁾。

本事由は、その前身である一九八八年刑事司法法九三B条二項の下では、「抗弁(Defence)」と明確に規定されており、拳証責任が被告人に転換され、民事上の基準により、被告人側がこの点を立証しなければならないと解されていたが、二〇〇二年法の下で、「罪を遂行していない」として、これと異なる文言が用いられているため、その法的性格が問題とされている⁽¹⁰⁾。

この点に関する裁判例として、Hogan 対 DPP 事件⁽¹¹⁾がある。被告人は、二〇〇二年七月から二〇〇三年四月まで、建築会社Dに勤務し、現在は建築会社Bを経営している。D社は二八の資材倉庫をもち、建築資材には特殊なセキュリティ色、会社名、電話番号を示して登録・管理していたところ、これを所持していた被告人が犯罪財産取得等罪で訴追され、有罪判決を受けたため、「当該財産が適切な対価によって獲得されたものでないことを、訴追側が刑事上の基準により立証する責任がある」として、裁判所の司法審査を求めて上訴した。

この点につき、高等法院は、適切な対価が「事実問題(matter of fact)」であること、及び適切な対価と被告人

の〔犯罪財産性の〕認識又は疑いという主観的事実とは別の問題であることを確認した上で、「被告人には、時として証拠上の責任がある。……しかしながら、ひとたびその争点が提起されたときは……適切な対価が存在しなかったことを証明するのは訴追側であるというのが正当である。……第一に、二〇〇二年法の文言は、明らかに……抗弁を与える一九八八年刑事司法法九八B条等の規定と異なる。また……二〇〇二年法は、『合理的な疑い (reasonable suspicion)』ではない、単なる疑い (mere suspicion) でも足りる点で、一九八八年刑事司法法上の罪と比べて、きわめて緩やかな主観的要件を定めている。第二に、本条の関連規定は、単に例外規定 (exception or proviso) を定めるのではなく、犯罪の必要な構成要素 (necessary ingredient) として表現されている。第三に、二〇〇二年法のように刑罰法規の文言に不明確さが存在する場合、刑事責任を拡大するのではなく、これを限定するように解決しなければならないという、長く確立した原理が存在する。加えて、仮にこうした解釈が誤りであり、〔従来のように本条を抗弁、つまり挙証責任を転換したものと解釈することにより〕欧州人権条約六条二項及び一九九八年人権法の文脈における無罪推定への抵触の程度という問題が生じた場合、犯罪財産であることの単なる疑いに基づき、刑事手続にさらされる条件がきわめて緩やかであることを考慮すると、挙証責任を被告人に負わせることは、無罪推定に対するきわめて重大な侵害を意味すると思われる。……以上の理由から、三二九条二項(c)は、ひとたび適切な対価という争点が提起された場合、この問題は訴追側によって証明されるべき、犯罪の一要素を定めたものとみなされなければならない。従って、通常の刑事上の基準の程度にまで、その証明が到達していなければならない」と判示して、本件を原審に差し戻した。

このように、高等法院は、①本条の文言が抗弁を定めた他の諸規定と明らかに異なる上、「疑い」という本条の罪の主観的要件がきわめて緩やかであること、②本条の関連規定が本罪の構成要素を定める表現であること、③刑

罰法規の文言が不明確な場合、刑事責任を限定する方向で解釈するという、長く確立した原理があること、④挙証責任の転換と解すると、本罪を理由とする刑事手続にさらされる可能性が非常に高いことを考慮すれば、欧州人権条約六条二項等に対するきわめて重大な侵害になることを理由として、適切な対価という事由を、従来のような純粋な抗弁としてでなく、証拠上の責任を被告人側に課し、これが果たされた場合、訴追側に、「適切な対価でなかったことを、合理的疑いを超える程度にまで立証すること」を課す趣旨と解することを明らかにした。

三 英国外における行為、金融機関の業務行為

さらに、二〇〇五年重大組織犯罪及び警察法 (Serious Organized Crime and Police Act 2005) 一〇二条一項～四項、一〇三条一項～四項により、二〇〇二年法が改正され、以下二つの犯罪不成立事由が創設されている。⁽⁸³⁾

「1」 英国外における行為

「人は、次の場合にも、[ML] 罪を遂行していない。

(a) 「財産を犯罪財産となるところの」関連する犯罪行為が英国外の特定の国又は地域で遂行されたことを認識し、又は合理的根拠に基づいてそう信じている場合であって、かつ

(b) その関連する犯罪行為が、(i) それが行われた時点で、その特定の国又は地域において適用される刑法の下で違法でなく、かつ (ii) 国務大臣の命令により指定されたものに含まれていない場合。」(三二七条二A項、二B項、三二八条三項、四項、三二九条二A項、二B項)⁽⁸⁴⁾

〔2〕 金融機関の業務行為

論

「犯罪財産の変換、移転、ML参画行為、並びに犯罪財産の取得、使用及び所持を行う」金融機関は、次の場合には、[ML]罪を遂行していない。

- (a) 管理される口座を操作する際に上記行為を行っており、かつ
- (b) 対象となる犯罪財産の価値が三三九A条で決定される上限額〔二五〇ポンド〕未満である場合。〔三二七条二C項、三二八条五項、三二九条二C項〕

(七) その他の犯罪

上記三つのML罪の他、MLに関連する補助的犯罪として、①情報不開示罪 (failure to disclose) 三三〇条～三三二条) と、②暴露罪 (tipping-off) 三三三A条～三三三D条) がある。

一 情報不開示罪

まず、情報不開示とは、規制領域 (regulated sector)⁽⁸⁷⁾ にある者 (三三〇条)、同領域の指定管理者 (nominated officer (三三二条)) 及びその他の指定管理者 (三三二条) に対して、MLの疑いのある活動に関する情報を、国務大臣が予め指定する様式及び方法により開示する義務 (obligation) を課すものである。⁽⁸⁸⁾ ML規制の一つの重要な手段として、従来から各国で「疑わしい取引の届出」を義務づける制度が整備されているところ、本条は、一九九四年薬物取引法五二条を受け、イギリスにおける現在の同制度を基礎づけている。⁽⁸⁹⁾

本罪は、①行為者が、他人がMLに従事していることを認識し、若しくは疑い、又はかかる認識若しくは疑念を

抱く合理的理由があること、②行為者が認識又は疑念を抱いている情報その他の事柄、若しくは認識又は疑念を抱く合理的理由を与える情報その他の事柄が、規制領域内の業務の過程で得られたこと、③行為者が、MLに從事していると認識し、又は疑う人物を特定可能であるか、その情報その他の事柄がその人物又は財産の所在を特定する際の助力となるであろうこと、又は助力となるかもしれないことを信じ、又はこれを期待する合理的理由があること、④行為者が、その情報その他の事柄を得た後、可及的速やかに、指定管理者その他NCA長官により認証された者に対して必要な情報開示をしていないことという四つの条件を満たした場合に成立する(三三〇条二項〜四項、三三一条二項〜四項、三三二条二項〜四項)。とりわけ、認識又は疑いという主観的事実に限らず、これらを抱くに足りる合理的理由の存在という客観的事情によっても本罪が成立し得る点は、本罪の一つの特徴である。

但し、法律家、会計士、監査人、税理士等、法的助言を行う専門職その他関連する専門家が特権的状况(privileged circumstances)において情報を知得した場合(三三〇条六項、一〇項、一四項)や、被用者が国務大臣指定の訓練の機会を雇用者から提供されていない場合(同条七項)、MLに関する「英国外における行為」と同様の状況がある場合(同条七A項)には、本罪は成立しない⁽¹⁸⁾。

本罪は、略式起訴手続による場合、六月以下の拘禁刑若しくは制定法上の上限(五〇〇〇ポンド)以下の罰金又はその併科、正式起訴手続による場合、五年以下の拘禁刑若しくは上限のない罰金又はその併科となる(三三四条二項)。

二 暴露罪

次に、暴露罪は、MLに関する情報開示が行われたこと、又はML訴追に向けた捜査が検討され、あるいは実行

されていることなど、業務遂行の過程で知得した前記情報を公表することにより、MLの捜査を妨害するおそれを生じさせることを禁止するものである（三三三A条一項～三項⁽⁴⁾）。

本罪は、一九八八年刑事司法法九三D条一項、及び一九九四年薬物取引法五三条、五八条にとって代わるものであり、二〇〇〇年テロリズム法（Terrorism Act 2000）及び二〇〇七年犯罪収益法（改正）規則（Proceeds of Crime Act（Amendment） Regulations）の制定により、二〇〇二年法制定当初の三三三A条が削除され、三三三A条～三三三E条という五つの条項が創設された。これらの条項のうち、三三三A条が先にみた本罪の基本的な成立要件を、三三三B条以下が同一企業内、同種の金融機関内、又は法律家その他の専門職による公表などに関する、犯罪性を阻却する諸事由を、それぞれ規定している。

本罪は、略式起訴手続による場合、三月以下の拘禁刑若しくは制定法上の上限（五〇〇〇ポンド）以下の罰金又はその併科、正式起訴手続による場合、二年以下の拘禁刑若しくは上限のない罰金又はその併科となる（三三三A条四項）。

情報不開示罪や暴露罪は、規制領域内で活動する者に対する義務を厳格化するものであり、反MLに向けた国際的動向と軌を一にしたものである。その反面、これらの規定が、金融機関や法律専門職に深刻なジレンマを生じさせていることも事実であり、衝突する諸利益を調整しながらこれを解決しようとしてきた多数の裁判例が存在することや、二〇一四年に英国法律協会（Law Society）が他の国際団体と共同して「実務手引書⁽⁵⁾」を発行したという事実も、その証左といえそうである。

IV 結語

(一) イギリスの状況

本稿では、イギリスにおけるML規制制度の全体像を概観した上で、とりわけML罪に焦点を当て、検討を進めてきた。

まず、刑事的没収は、とりわけ犯罪生活様式に基づく推定規定を媒介し、過去六年にわたる資産等を犯罪収益として回復可能額に反映させるといふ点が大きな特徴であったが、刑事上の人権保障という観点において、欧州人権条約上の問題をはじめ、なお課題を残すものであった。⁽¹⁶⁾これに加えて、本制度の算定額は、相当に過酷なものとなり得るところ、⁽¹⁶⁾近時、最高裁において、欧州人権条約第一議定書一条 (Protocol 1 Article 1) にいう「個人の財産保護」への適合性の観点から、財産剥奪目的と算定額との間の均衡性 (proportionality) ⁽¹⁶⁾が必要であることが改めて判示されるに至っており、注目される。⁽¹⁶⁾

次に、民事的回復は、犯罪の訴追及び有罪判決を前提としないため、刑事上の人権保障が及ばない点、民事手続及び証拠法則が採られる点でイギリスの裁判所の立場は固まっており、⁽¹⁶⁾欧州人権裁判所も一貫して同様に解している。⁽¹⁶⁾

本制度が刑事的没収手続を回避・潜脱する手段として不適切に利用されないことが運用上の課題であるものの、この点を除けば、二〇〇二年法制定当時と比べると、資産回復序に限定されていた本制度の権限がNCAその他の国家機関に拡大されたこともあり、違法財産の回復状況は、好転している模様である。⁽¹⁶⁾

最後に、ML罪については、前提犯罪に限定がないこと、犯罪財産の概念が非常に広いものであるとともに、その成立要件が行為者の疑念で足りること、犯罪財産隠匿等罪、同取得等罪に留まらず、ML参画罪というきわめて広範な射程をもち得る類型を擁していること、同時にML罪の犯罪性を阻却する諸事由が規定・拡充されるところに、その手続上の意義（法的性格）が争われていること、情報不開示罪や暴露罪といった補助的犯罪も広く規定されていることなどが、大きな特徴であった。

イギリスのML罪は、きわめて広範な守備範囲を備えたものであるが、その一方で、例えば、ML参画罪における「取決め」や「促進」の限定的解釈や、犯罪不成立事由の法的効果をめぐる解釈をはじめ、様々な場面において、刑事上の人権保障を意識した法の解釈・適用がなされていることも確認された。

以上、概観・検討してきたように、イギリスにおけるML規制制度、及びML罪は、多くの解釈・運用上の問題を抱えながら、時に裁判所の解釈によって、時に立法による改正を通じて、二〇〇二年法制定当時から少しずつその姿を変え、今も変容し続けているのである。⁽⁸⁾

(二) 日本法に対する示唆

まず、①ML罪の立証に際して、前提犯罪の訴追及び犯罪性の立証が不要であるというのは、日本における理解と共通しているが、⁽⁹⁾両国において、その立証の程度はなお問題となっている。イギリスの前提犯罪には制限がないため、前提犯罪の種又は類の立証という問題が、前提犯罪を選択的に列挙する日本に比べ、⁽¹⁰⁾より先鋭化しているものと考えられるが、こうしたイギリスの議論、多様な裁判例は、ML罪における被告人の防御対象の特定とそれに向けた国家機関の訴追活動のあり方といった手続的観点から、日本でも十分参照に値すると思われる。⁽¹¹⁾

次に、②ML参画罪ほどではないにせよ、犯罪財産隠匿等罪、犯罪財産取得等罪もやはり広範な処罰範囲を有していたところ、日本も、後二者と類似した犯罪類型を規定している(犯罪収益等隠匿罪(組織的犯罪処罰法一〇条及び麻薬特例法六条)、犯罪収益等收受罪(組織的犯罪処罰法一一條、麻薬特例法七条)^(註))。そして、日本でも、犯罪収益等隠匿罪の構成要件を限定解釈するという試みがなされている。本稿も、本罪の適切な限定解釈の重要性を否定するものでは全くないが、それと同時に、適用除外規定(組織的犯罪処罰法一一條但書、麻薬特例法七条但書)の範囲やその手続上の意義、違法性阻却の余地などについて、さらに検討することも必要と考えるものである。そうした際に、イギリスの議論は、参考になると思われる。

また、③適切な限定解釈を試みる際には、当然、ML罪の本質に立ち返った検討が要請される。日本では、保護法益論がその基本的視座を提供するが、MLの国際的性質を再度想起するとき、日本における保護法益論に加えて、国際刑法における新たな基礎理論^(註)を探究していくことも必要であろう。イギリスでは、「犯罪がベイしないことを確実にする」という反MLにおける基本的発想がその議論の根底を貫いており、まずはこれを正しく認識することが、そうした新たな理論の受容可能性を探ってゆくための第一歩となろう。

(三) 残された課題

本稿では、イギリスのML規制制度、ML罪の検討を試みたものの、未だその全容を明らかにしたとは到底いえない^(註)。また、日本法への示唆も、抽象的なものに留まり、甚だ不十分であることを自覚している^(註)。その点で、残された課題は多いといわなければならない。

今後、国際社会におけるMLに対する厳しい対応の要請は、テロ対策の必要性の高まりとも相俟って、ますます

強まってゆくことが予想される。そして、反MLの第一線を走るイギリスのML規制制度、ML罪が、現時点で既にきわめて広範な守備範囲を備えるものであるだけに、刑事上の人権保障との衝突という問題は、二〇〇二年法の解釈及び新たな立法の両面において、常に問われ続けてゆくと思われる。

MLに対する国際的動向を視野に入れつつ、日本への受容可能性を探るとともに、日本法の解釈・適用に対する具体的示唆を導くことを目指し、今後も、残された課題について、一つ一つ研究を進めていくことを約して、ひとまず擱筆したい。

〔付記〕 本稿は、平成二四～二七年度科学研究費補助金若手研究（B）「イギリス法におけるマネー・ロンダリング規制の理論と実務」（課題番号：二四七三〇〇六〇）による成果の一部である。

註

（84）奥野・前掲注（24）一二七頁参照。

（85）とりわけ、MLのコンスピラシーに関しては、二〇〇二年法制定以前から、きわめて多数の裁判例の集積がある。この点に関する貴族院判決として、*R v Salik*, [2006] UKHL 18; [2005] 2 WLR 993がある。この点については、不十分ながら、拙稿「イギリス法における共謀罪の主観的要件について——Salik事件貴族院判決を中心として——」熊本ロージャーナル 五号四三頁、六八―六九頁参照。

（86）前提犯罪については、①二〇〇二年法のように全犯罪とする方式、②一定の數居値を設ける方式、及び③組織的犯罪処罰法二条二項のように個別列挙する方式の三つがある。城・前掲注（2）一〇六頁（注1）参照。方式①を採用するイギリ

スでは、租税犯罪も、当然に前提犯罪の一つとなる。同国の租税犯罪の概要については、例えば、清野憲一「英国刑事法務事情(六)」刑事法ジャーナル八号(二〇〇七)一一四―一一五頁参照。See also P. Alltridge and A. Mumford, *Tax Evasion and the Proceeds of Crime Act 2002*, 25 *Legal Studies* 353 (2005).

(87) *R v Greaves*, [2010] EWCA Crim 709; [2011] 1 Cr App Rep (S) 72. 二〇〇二年法制定以前は、ML行為の客体が「他人の犯罪収益の洗浄」と「自己の犯罪収益の洗浄」に区別されており(一九八八年刑事司法法九三C条、一九九四年薬物取引法四九条)、この区別をなくした点も、二〇〇二年法の特徴である。

(88) 例えば、虚偽の売上額を国税当局に申告し、税金の一部を免れたという事案においては、真実の申告額に基づく課税額を免れたことが財産上の利益であるところ、当該利益はその全体額によつて部分的に代表されているから、「申告されていない売上総額全体」が犯罪財産となる。 *R v William* [2013] EWCA Crim 1262; *R v JK*, [2007] 2 Cr App R 10.

(89) *D. Ormerod and K. Laird, Smith and Hogan's Criminal Law* (14th ed., Oxford University Press, 2015), at 1131.

(90) *R v Loizou*, [2005] Cr App R 37.

(91) 但し、MLのコンスピラシー(一九七七年刑事法(Criminal Law Act 1977)一条二項)や未遂罪(一九八一年刑事未遂法(Criminal Attempts Act 1981)一条)などの未完成犯罪が問題になるとおいては、犯罪財産性の認識又は意図(intent)が必ず必要として、疑いは足りないとして、MLの既遂犯の場合とは異なる解釈が示されている。 *R v Saik*, *supra* note (85) [conspiracy]; *R v Pace and Rogers*, [2014] EWCA Crim 186 [attempt].

(92) *R v Da Silva*, [2006] EWCA Crim 1654; [2006] 2 Cr App R 35.

(93) *Ormerod and Laird*, *supra* note (89), at 1134. 奥野・前掲注(24)一二八―一二九頁も参照。

(94) *V. Walters, Prosecuting Money Launderers: Do the Prosecution Have to Prove the Predicate Offence?*, [2009] Crim L Rev

571. この問題は、二〇〇二年法制定以前から既に存在していた。また、二〇〇二年法制定以前は、前提犯罪が薬物犯罪とその他の犯罪に区別されていたため、訴追側は、当該財産が何れの犯罪の収益であるか、及び被告人がこの点を認識し、又は疑っていたことの立証を求められていたため、「被告人は、薬物犯罪収益及び／又は犯罪収益を洗浄した」という形で起訴し、起訴状が複雑なものになるという問題も生じていたようである。Ormerod and Laird, *supra* note (89), at 1129.
- (95) 民事的回復について、裁判所は、原告がその財産が得られたところの違法行為を構成することを主張するための諸事情を詳しく示さなければならず、単に「被告が分不相応な生活をしていること」、「被告がその生活様式を正当化する明確に適法な収入がないこと」のみを根拠として維持することができないと判示している。The Director of the ARA v Green and Others, *supra* note (60) ; The Director of the ARA v Szepietowski and Others, [2007] EWCA Civ 766.
- (96) 二〇〇二年法は、民事的回復における対象財産を「違法行為 (unlawful conduct) を通じて獲得された財産」(二四〇条一項、二四二条一項、二項)とし、ML罪における「犯罪財産」に関するものと類似の規定を置く一方で、民事的回復について、「裁判所……は、(a) 違法行為を構成するものとされた諸事情が発生していること、又は (b) 何人かが違法行為の中で現金を使用することを意図していたことの何れかが証明されているか否かについて、蓋然性のバランスに基づき、判断しなければならぬ」(二四〇条三項)と規定しながら、ML罪についてこれに対応する規定を置いていない。
- (97) D. McCluskey, *Money Laundering: The Disappearing Predicate*, [2009] Crim L Rev 719.
- (98) 例えば、①訴追側が「前提犯罪を構成する諸事実 (particulars) を提示するか、又は少なくとも公判手続の冒頭に、訴追側が依拠する諸事実 (facts) 及び陪審員に対して犯罪財産性の証明として行わせる推認を詳しく述べるといのが繊細な実務である」と判示したもの (R v Gabriel, [2006] EWCA Crim 229 ; [2007] 2 C App R 139) ②訴追側が「被告人が当時無職であったにもかかわらず、相当額の現金や高級自動車等を使用していたことから、ほとんど蓋然的に、資金源が薬

物取引であったと説得的に推論することができると主張し、当該財産をもたらした犯罪行為を特定しなかった点につき、傍論ながら、「少なくとも犯罪財産として依拠している全事項を構成する諸事実を提示しなければならない」としたもの (*R v Craig*, [2007] EWCA Crim 2913)。^③ 民事的回復と ML の文言は異なるものの、両手続間において「被告人の権利保障と公共の利益の保護とのバランス」の点で異なるところはないから、民事的回復と同様、ML の立証についても、「訴追側には、少なくとも種の点で、前提犯罪を明確化する義務がある」としたもの (*R v NY*, [2008] 3 All E R 533; [2009] 1 WLR 965) などがある。なお、前提犯罪に関して他の共犯者により有罪答弁がなされた事案において、被告人らの口座に移転された金銭は、犯罪財産となっているに違いなく、裁判官は「犯罪財産の性質ないし性格について、それ以上のことを語る必要はない」と判示したもの (*Venus Williams and Others*, [2013] EWCA Crim 1262) がある。

(66) *R v Anwoir and Others*, [2008] 4 All E R 582; [2009] 1 WLR 980.

(100) *E. Rees et al*, *supra* note (41) at 130.

(101) *R v F*, [2008] EWCA Crim 1868 [イラン行の航空機内の手荷物中に約百万ポンドを有していたことから、犯罪財産であるとの推定が導出不能なほどに困難なものでない」とされた事案。立証方法 (b) に該当] の他、*R v B*, [2009] Crim L Rev 45, *R v MK and AS*, [2009] EWCA Crim 952, *R v Yip*, [2010] EWCA Crim 1381 などがある。

(102) *Case and Comment*, [2008] Crim L Rev 900, at 903. さらに、*Anwoir* 事件判決のような立場は、「前提犯罪がその利益の事実的源泉である」ということの重要性を徐々に弱めることとなることの指摘もある。See *McCluskey*, *supra* note (97), at 719-720.

(103) *Director of Public Prosecutions of Mauritius v Bholah*, [2011] UKPC 44; [2012] 1 WLR 1737.

(104) *Ormerod and Laird*, *supra* note (89), at 1133.

- (105) *Proceeds of Crime Act 2002: Explanatory Notes*, para 471.
- (106) なお、二〇〇二年法制定以前のML罪が「犯罪の訴追、又は刑事的没収命令の発出若しくは執行を免れる目的」を要件とする目的犯であったのに対して、本罪にはこの要件がないため、その成立範囲は拡大し、かつ立証も容易になっている。
- (107) *R v Fazli*, [2009] EWCA Crim 1967. 本判決は、口座への送金の受入れが変換に当たることを示した一事例である。もつとも、本判決に対しては、六名の詐欺被害者が直接に銀行の自動システムを通じて被告人名義の口座に送金した点を捉え、詐欺被害金が被告人名義の口座にクレジットが計上される以前の時点で、被告人及び知人Aがかかる金銭に対する権利を有していたか疑問であって、口座内で財産が変換される以前に犯罪財産が存在していたとはいえないのではないかという批判もある。*Case and Comment*, [2010] Crim L Rev 309.
- (108) *R v Loizou*, [2006] EWCA Crim 1719.
- (109) E. Rees et al, *supra* note (41), para 5.29. なお、二〇〇二年法制定直後の解説書によれば、グラスゴーからカードに現金を運ぶ者にも本罪が成立するとわかった。E. Rees et al, *supra* note (39), para 5.29.
- (110) *Proceeds of Crime Act 2002: Explanatory Notes*, para 475.
- (111) *Omerod and Laird*, *supra* note (89), at 1137.
- (112) *R v Geary*, [2010] EWCA Crim 1925; [2011] 1 Cr App R 8.
- (113) なお、訴追側は、当該反論の他、Aと被告人の取決めに、①財産の移転、受領及び保管と、②財産の返還の二つに分け、①の時点では当該財産が犯罪財産でないとしても、①の取決めの実行の結果、②の時点では当該財産が犯罪財産になっていたという反論も同時に行っているが、控訴院は、両者の取決めは全体を一つとしてみるべきであり、これを①②に細分するのは不自然であるとして、これを斥けている。

- (11) *R v GH*, [2015] UKSC 24; [2015] 1 WLR 2126.
- (115) E. Rees et al, *supra* note (41), para 5.43. See also *Case and Comment*, [2015] Crim L Rev 637.
- (116) *Dare v Crown Prosecution Service*, [2012] EWHC 2074 (Admin).
- (117) なお、本件被告人の行為が「きわめて予備的なものであった」ことに鑑みると、盗品関与罪（一九六八年セフト法 (Theft Act 1968) 二二条一項）及びその未遂罪に問うべきではない。 *Case and Comment*, [2013] Crim L Rev 413, at 414.
- (118) 例えば、顧客がコカイン取引の共謀で逮捕される二年前に二つの財産取引に携わった事務弁護士がML参画罪で有罪（六月の拘禁刑）となった裁判例 (*R v Duff*, [2003] 1 Cr App R (S) 466) の他、同じく事務弁護士の日常的な民事訴訟に関わる行為がML参画罪になる余地があるとした裁判例 (*P v P*, [2003] EWHC Fam 2260) がある。
- (119) もっとも、裁判所も、「三二八条が——とりわけ訴訟を継続し、判決を得るためにとられるあらゆる段階を含む——法的手続その他の日常的行為に適用されるか否か、……三二八条が何らかの契約に基づく行動又は法的手続の間に到達した解決に適用されるか否か」が問題であるところ、「その適切な解釈は、法律家による日常的な訴訟活動を捕捉し、又はこれに影響を及ぼすことを意図したものでない。……欧州の、そして英国の立法者が、かかる法律家の活動を『ML参画罪』にすべく意図していたとは考えられない」 (*Bowman v Fels*, [2005] EWHC Civ 226; [2005] 2 Cr App R 19) ないと判示して、本罪の過剰な適用に対する懸念に応じなかった。
- (120) E. Rees et al, *supra* note (41), para 5.58.
- (121) *Proceeds of Crime Act 2002*: Explanatory Notes, para 477.
- (122) *R v Whitman*, [2008] EWCA Crim 239; [2008] 1 WLR 2113. 類似の事案として、*R (on the application of Wilkinson) v Director of Public Prosecutions*, [2006] EWHC 3012 (Admin) があげられる。

(123) 裁判所が参照した統計によれば、二〇〇七年九月末日時点で、同年度の本罪による訴追が一八五六件であったのに対して、盗品関与罪による訴追は一九九三一件であった。

(124) とりわけ、本罪は、盗品関与罪（本罪と刑が同一（一四年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科）の立証よりも容易な場合がある点に、留意しなければならない。しかし、この点について、本件訴追側（公訴局犯罪収益担当部長）は、①被告人の有罪判決を前提とする刑事的没収つき、「犯罪生活様式」という没収額に係る推定規定が存在するところ、盗品関与罪も犯罪財産取得等罪の何れも、本推定規定の範囲外の犯罪類型であること、②確かに犯罪財産取得等罪は不誠実性（dishonesty）の立証を要しないものの、同罪が誠実に遂行されるという状況を想定し難いことから、何れの訴因で起訴したかによって被告人に深刻な不公正さが生じるわけではないと主張している。

(125) このマニュアルは、次のような内容である。すなわち、「ML罪は不変的に重大である。なぜなら、MLは、犯罪を有益なものとし、国内及び多国間で組織された犯罪にさらなる犯罪を実行するための金銭の流路を提供することにより、犯罪を動機づけるとともに、国内及び国際的な経済システム及び機関を脅かすものだからである。MLに対する訴追を目指す際には、①犯罪者たちが不法な利益を合法化することをより困難にすることの重要性、②職業的なML者を抑止することの重要性、及び③経済機構の完全性（integrity）を保護することの重要性という、公共の利益に係る三つの要素につき、注意深く検討しなければならない」。この内容も含め、ML罪に対する公訴局の姿勢や指針については、公訴局のウェブページ（<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/proceeds-crime-act-2002-part-7-money-laundering-offences>）で閲覧可能である。

(126) Proceeds of Crime Act 2002: Explanatory Notes, paras 494-495. 奥野・前掲注(24) 一一五—一二六頁も参照。但し、本事由は、二〇〇二年法上のML罪の犯罪性を阻却することを明示するに留まり、例えば詐欺罪のコンスピラシーや幫助など、他罪に対する効果について何ら言及していないため、情報開示に含まれる内容と同一の事実に基づき、他罪により訴追及

び処罰される可能性が完全には否定されない。従って、この点をどう評価するかが、別途問題となる。See McCluskey, *supra* note (97), at 720-722.

- (127) 本条類似の事由として、「保護された情報開示 (protected disclosure)」も存在する。これは、①開示される情報が、開示者の取引、専門的職業、業務又は雇用関係の過程で他人のもとに到達したこと、②当該情報が、開示者をして他人のMLへの従事を知らしめ、疑わしめ、又は疑うに足りる合理的理由を提示する原因となっていること、及び③警察官、税務官又は指定管理者に対して、情報受領から可及的速やかになされたことの全てを満たす場合に認められる。本事由は、契約違反や守秘義務違反などに基づく民事責任を免除する効果も有する(三三七条一項〜五項)。なお、本事由の対象者は、三三〇条の下で情報開示を義務づけられている規制領域内で活動する者に限定されない。

(128) *Proceeds of Crime Act 2002: Explanatory Notes*, para 478.

(129) *E Rees et al, supra* note (41), paras 5.61, 5.63.

- (130) *R v Colle*, (1992) 95 Cr App R 67; *Attorney-General of Hong Kong v Lee Kwong-Kui*, [1993] AC 951; *R v Butt*, [1999] Crim L Rev 414; *R v Gibson*, [2000] Crim L Rev 478. しかし、刑事手続における挙証責任の転換は欧州人権条約六条二項違反として「非難される筆頭候補」であるとすると厳しい批判が、二〇〇二年法以前から存在していた。*Case and Comment*, [1999] Crim L Rev 414, at 415. その後、貴族院は、一九七一年薬物濫用法二八条が被告人に法的挙証責任 (legal burden) を課すと規定するのは欧州人権条約六条二項に違反するが、一九八八年人権法 (Human Rights Act 1988) 三条により、これを証拠上の責任 (evidential burden) を課すに留まるものと解釈することは可能であるとして、被告人がこの点に関して疑念が生じる程度の証拠を提示すれば、訴追側が合理的疑いを超える程度にまでこの点を立証しなければならぬと判示した(但し、本件被告人の有罪判決は一九八八年法施行前のものであるから、同条約に基づく上訴は認められな

らなくしては、*R v Lambert*, [2001] UKHL 37; [2002] 2 AC 545. 本件については、奥野・前掲注(24)一二九頁も参照。

- (131) この表現は、「適切な対価」のみならず、先の「公認された情報開示」、以下にみる「英国外における行為」、「金融機関の業務活動」に関する各条文においても同様に用いられており、各場面でその法的性格が問題となり得る。なお、*Proceeds of Crime Act 2002: Explanatory Notes* には、「公認された情報開示及び適切な対価について」、「犯罪遂行に対する抗弁 (defence)」を与えるものと記載されている (paras 473, 476, 478)。

- (132) *Hogan v Director of Public Prosecutions*, [2007] EWHC 978 (Admin).

- (133) なお、本法の概要については、岡久慶「二〇〇五年重大組織犯罪及び警察法——『イギリスのFBI』設置へ」外国の立法一二五号(二〇〇五)一七七頁以下、清野憲一「英国刑事法務事情(五)」刑事法ジャーナル七号(二〇〇七)二八頁参照。
- (134) これら二つの新たな事由についても、ML罪に対する抗弁を付与するものと説明されている (Serious Organized Crime and Police Act 2005: Explanatory Notes, paras 224-225) が、その文言は、やはり「罪を遂行してゐない」というものである。これらの事由の法的性格をどのように解するか、裁判所の判断が待たれる。

- (135) 本条の適用が除外されるのは、仮に当該行為が英国内で遂行されたならば二月以上の拘禁刑が科される犯罪類型である(二〇〇六年二〇〇二年犯罪収益法 (ML: 海外行為の抗弁に対する例外) に関する命令 (Money Laundering: Exceptions to Overseas Conduct Defence Order 2006, SI 2006/1070))。

- (136) 本事由に関する裁判例は未だ少数であるが、例えば、*O'Mahony* 事件 (*R v O'Mahony*, [2012] EWCA Crim 2180) において、被告人は、販売免許を持たないにもかかわらず、スペインの企業が運営するウェブサイトにイングランド・プレミアリーグのチケットの販売広告を掲載し、スペイン企業に購入申し込みがある都度、この企業にチケットを販売し、その

利益の一部を自己名義の口座から妻名義の口座に送金したとして、犯罪財産隠匿等罪(三二七条一項(c)(d))等で訴追された。なお、同チケットの無免許販売は、イングランドでは犯罪(一九九四年刑事司法及び公共秩序法一六六条)であるが、スペインでは違法行為でなかったため、被告人は、英国外での前提犯罪の抗弁に依拠して無罪を主張した。この点につき、控訴院は、まず被告人の一連の無免許チケット販売行為がイングランド内で行われたことを摘示し、次に被告人が当該行為を英国外で行っていたと誤信していた点について、そのように信じたことについて合理的理由が存在しないとして、英国外における行為の事由は認められないと結論づけている。

- (137) 二〇〇二年法上の規制領域には、二〇〇一年のEC第二指令を反映した二〇〇三年マネー・ローンダリング規則(Money Laundering Regulations 2003)において、英国内で金融、会計監査、破産管財、税理・会計、不動産取引、高額取引、カジノ等の業務を行う者の他、法的助言を提供する法律家も、いくつかの適用除外をなお留保しつつ、取り込まれている(三条二項(a)～(n))。なお、二〇〇三年規則以降、二〇〇五年のEC第三指令(Directive 2005/60/EC of the European parliament and of the council of 26 October 2005 on the prevention of the use of the financial system for the purpose of money laundering and terrorist financing)を反映して、二〇〇七年規則(Money Laundering Regulations 2007)が制定された後、二〇一五年のEU第四指令(Directive (EU) 2015/849 of the European Parliament and of the council of 20 May 2015 on the prevention of the use of the financial system for the purposes of money laundering or terrorist financing, amending Regulation (EU) No 648/2012 of the European Parliament and of the Council, and repealing Directive 2005/60/EC of the European Parliament and of the Council and Commission Directive 2006/70/EC)を反映して、二〇一五年規則(Money Laundering, Terrorist Financing and Transfer of Funds (Information on the Payer) Regulations 2015)が制定されたこと¹⁸⁾。See E. Rees et al. *supra* note (41), paras 5.78-5.93.

- (138) なお、情報開示の様式及び方法の履践義務に違反した場合、かかる義務違反自体、犯罪となり得る(三三九条一項、一項)。
- (139) *Proceeds of Crime Act 2002: Explanatory Notes, para 479.*
- (140) 規制領域内の指定管理者及びその他の指定管理者についても、類似の犯罪性阻却規定が存在する(三三二条六項、六A項、三三二条六項、七項)。
- (141) 本罪の他、二〇〇二年法上、刑事的没収及び民事的回復に向けた調査、又はML捜査が行われていることを認識し、又は疑う者が当該情報を公表し、又はこれに関連する文書を偽造、隠匿、破壊その他処分する行為も、調査等妨害罪(*offences of prejudicing investigation*)として処罰される(三四二条)。奥野・前掲注(24)一二五頁参照。
- (142) *Proceeds of Crime Act 2002: Explanatory Notes, para 488.*
- (143) 例えば、①ML捜査対象者C社が、他社による領得が疑われる金銭の総額を追跡するため、銀行に対する民事訴訟を提起し、当該銀行の保有する文書に関する開示請求をしたところ、開示請求の対象文書中には、C社に対する、NCISによるML調査等が行われていることを発覚させ得る事実が含まれていたという事案において、被告銀行は、C社による開示請求以前にNCISにSARsを行っていたため、(a)開示命令に従えば、NCISによる捜査を妨害し得る情報を公表したとして、暴露罪に問われ得る一方、(b)開示命令に従わなければ、法定侮辱となる状況であるというような場合である(Cass, [1999] 1 WLR 1551)。本件では、金融機関がML捜査対象者から直接又は裁判所を通じて情報開示請求を受けた際、NCIS〔現NCA〕とよくなる形で連携し、当該開示請求に応じるべきか、裁判所はこれにどうアプローチすべきかといった点につき、八項目の指針が提示されている。また、②ZZ銀行が租税通脱のリスクが疑われる顧客S社の口座を凍結した際、S社にその理由を説明しなかったところ、原告S社が当該口座凍結の解除を求めて民事訴訟を提起したという事案におい

て、被告銀行は、(a)凍結理由を原告S社に説明すれば、暴露罪に問われ得る一方、(b)原告S社の口座機能を維持し続けたならば、ML参画罪に問われ得る状況であった (*Squirrel Ltd v National Westminster Bank and H M Customs and Excise*, [2005] EWHC 664 (Ch.)). これと同様、③顧客Sから、一月前にHSBC銀行のSの口座に入金された二八〇〇万ドルを再び送金先に戻すよう指示されたため、当該銀行がSの取引についてSARsを行い、SOCAから業務活動継続の同意を得ようとしていた間、当該取引が停止され、銀行から上記事実について説明を受けておらず、また銀行に何度も説明を求めたがこれを拒否されたSは、シンバブエ準備銀行からの事情説明の要請に適切に応じることができず、投資事業において、三〇〇億ドルほどの利益を喪失したため、Sが、HSBC銀行に対して、顧客の送金指示に従わなかったこと、及び顧客に情報を提供しなかったことを理由とする損害賠償請求訴訟を提起したという事案において、HSBCと顧客間の約定及び義務が絶対的なもの (absolute) でなく、SARsの状況が発生し、指定管理者がこれを実行しているような場合には顧客の申請手続に必ずしも応じる必要がないこと、及び銀行がその要請に応じて情報提供をしたならば暴露罪に問われかねないような場合には銀行がSOCAに行った報告の詳細や根拠を顧客に提示しないことが約定に暗示されていることを摘示し、原告の訴えを棄却してやる (*Jayesh Shah v HSBC Private Bank (UK) Ltd*, [2012] EWHC 1283 (QB)).

(144) Law Society, *A Lawyer's Guide to Detecting and Preventing Money Laundering*, この手引は、同協会のウェブページ (<http://www.lawsociety.org.uk/support-services/risk-compliance/anti-money-laundering/>) から入手可能である。

(145) 二〇〇二年法制定当時から、本制度における刑事上の人権保障の必要性を指摘し、欧州人権条約との適合性を慎重に検討するものもあった。Allridge, *supra* note (38), at 145-152. 奥野・前掲注(24)一〇八頁も参照。

(146) *R v May*, [2008] UKHL 28; [2008] 1 AC 1028. 一九八八年刑事司法法七一条四項上の没収手続について争われた本件において、貴族院は、複数の共犯者によって共同で利益が得られている場合、刑事的没収の目的に照らし、各共犯者がその

利益の全体を得ているものとみなされるべきであり、裁判所が各共犯者間でその全体の利益を分配することは、本法上許されていないと判示している。この理解は、本制度が算定額に関する裁判官の裁量を認めていない点にも要因がある。なお、この理解によれば、複数の共犯者に対してそれぞれ刑事的没収命令が発出された結果、その総額が被害者の損失額を大きく超過することもあり得るが、本件の評釈によれば、こうした含意をもつ本判決は、欧州人権条約に違反するものでなく、いわば当然の理解であるとされていた。Case and Comment, [2008] Crim L Rev 757, at 740. こうした動向の一つの背景として、本制度が本来の目的である「原状回復に向けた剥奪的手段 (deprivative measure)」でなく、「犯罪抑止に向けた懲罰的手段 (punitive measure)」としての色彩を飛躍的に強めるに至っていることを指摘するものがある。J. Fisher and J. B. Kwan, *Confiscation: Deprivative and not Punitive-Back to the Way We Were*, [2018] Crim L Rev 192.

- (147) *R v Waya*, *supra* note (55). 被告人は、七万五〇〇〇ポンドの住居を購入する際、三一万ポンドを自己資金で、残る四万五〇〇〇ポンドを住宅ローンにより支払い、二年後に〔借換えにより〕完済したが、当初のローンを組む際、職業歴及び収入に関する虚偽の申告をしたとして、詐欺的手段による金銭移転による有罪判決を受けた。刑事的没収手続において、事実審裁判官が、本手続当時、当該住居の市場価格が一八万ポンドとなっていたことを考慮して、一五万ポンドの刑事的没収命令を発出し ($£1.85m - £0.31m = £1.54m$)、控訴院がこれを一一〇万ポンドに減額した ($£1.85m \times 1/4 = 465k + £775k = £1.10m$)。最高裁は、①本手続の立法趣旨は犯罪者の犯罪利得を剥奪する点にあること、②欧州人権条約第一議定書一条に適合する形で本手続を解釈・運用する必要があること、従って③本制度は犯罪利得の剥奪目的と均衡した関係になければならないこと、④犯罪収益が被害者に返還された場合、本手続の目的を欠くため、なお没収命令を発出するのは均衡性を欠くこと、⑤但し当初ローンが価格上昇を伴った住居の実質的利益の獲得を可能にしたものである本件が④に該当しないこと、⑥住宅ローンが完済され、又は返済が義務づけられており、かつ他の財産が獲得されていない

場合、当該ローンから派生した、当該ローンに帰属可能な財産の価値の増大が没収命令の対象となるべきことなどを摘示した上で、⑦ローン返済が法的義務であるからといって、ローン相当額を利得していないとはいえないこと、⑧適正額は三九万二四〇〇ポンドである ($£1,88m - £8,62m - £3,334m - £465k + £775k = £3,924m$) と判示した(七名の裁判官の多数意見)。本件は、犯罪生活様式による推定が問題となった事案ではないものの、例えば、犯罪行為からの利益について、対象財産の市場価値をどの時点に求めるか、ローン相当額及び返済額をどのように取り扱うかなどの問題に関する一般的指針が示された点に意義がある。Case and Comment, [2013] Crim L Rev 256.

- (148) 例えば、Ahmad 事件判決(取締役が納税額を減少させるため内国税歳入庁(Inland Revenue) に対して虚偽申告をし、余剰の現金を自宅に保管していたという事案において、当該現金に対する刑事的没収命令の許容性及び範囲が問題となったが、高等法院は、①当該現金が犯罪行為により獲得されたものであることを認めつつ、Waya 事件最高裁判決を参照し、②現金の一部分のみが税金の回避に相当し、その相当額についてのみ回復可能であるとして、現金全体に対する没収命令は、完全に均衡性を欠くと判示(Ahmad v Revenue and Customs Commissioners, [2013] EWHC 2241 (Admin)) の他、Harvey 事件最高裁判決(R v Harvey, [2015] UKSC 73; [2017] AC 105) が Waya 事件最高裁判決を踏襲しつつある。Waya 事件最高裁判決のインパクトについては P. Allbridge, *What Went Wrong with Money Laundering Law?* (Palgrave Macmillan, 2016), at 45-61 参照。

- (149) もっとも、民事手続及び証拠法則の採用の含意ないし帰結は、本稿で既に指摘した挙証責任及び証明基準以外にも、多岐に及ぶ。例えば、刑事手続では許容されない類型の証拠が許容されることになる他、黙秘から被告人に不利な事実を推定すること、被告人の過去の行為(前科、犯罪者との交友関係、被告人に関する警察の記録など)を加重的に評価すること、違法収集証拠や伝聞証拠を許容することなどである。P. Allbridge, *Proceeds of Crime Law Since 2003-Two Keys Areas,*

[2014] Crim L Rev 45, at 59-61.

- (150) イギリスの裁判例については、前掲注(60)及び(64)参照。さらに、欧州人権裁判所の裁判例として、*Walsh v UK*, [2006] ECHR 1154がある。本判決の影響により、民事的回復における「不法行為によって得られた財産」の証明方法に関するイギリスの裁判例がGreen事件判決 (*Asset Recovery Agency v Green*, *supra* note (60)) よりも「原告に偏つてきている」[説明できない高価な財産を保有することの証明でも許容され得るといふ立場に移行している]との見方も示されてい⁵⁹。Aldridge, *supra* note (149), at 60.

- (151) Aldridge, *supra* note (149), at 56-61. See also Home Office, *Asset Recovery. Statistical Bulletin 2011/2012-2016/2017*, の統計によれば、違法現金回復制度も堅調のようである。本統計は、英国内務省のウェブページ (<https://www.gov.uk/government/statistics/asset-recovery-statistical-bulletin-financial-years-ending-2012-to-2017>) から入手可能である。なお、近時、二〇一七年犯罪資金供与法 (Criminal Finances Act 2017) の制定により、法執行機関が①金融機関の口座名義人に対して預金に関する情報提供を求め、これを差し押さえる権限、②重大犯罪への関与が疑われる者に対してその収入と不均衡な財産の起源について説明を求め、応答がない場合、その後の民事的回復手続において、それを回復可能財産であると推定する規定 (unexplained wealth order [UWO])、③②の手続における虚偽又は誤導的な応答を犯罪化する他、④公認された情報開示に際して、NCAが当該取引継続を不同意とした場合の取引停止期間を従来の三一日から最長一八六日として、法執行機関の証拠収集期間を延長するなど、民事的回復における法執行側の権限を拡大する方向で、二〇二二年法が改正されてい⁶⁰。Editorial, *The Criminal Finances Act 2017*, [2018] Crim L Rev 505 [N. Padfield]. 本法については、清野憲一「英国刑事法務事情(五二)」刑事法ジャーナル五三号(二〇一七)一一九—一二〇頁も参照。

- (152) イギリス法は「絶え間なく変化している」。清野憲一「英国刑事法務事情(二)」刑事法ジャーナル三号(二〇〇六)六九

頁参照。

- (153) 大阪高判平成一八年一月二日刑集六一巻九号八三五頁。城・前掲注(2) 一三六頁参照。
- (154) もつとも、日本における前提犯罪も、以前から、刑法犯、特別刑法犯の重大な犯罪類型の大半をカバーしている(山口厚編『経済刑法』(商事法務、二〇一二) 一二二―一二三頁(橋爪隆) 参照)といわれていた上、いわゆるテロ等準備罪の新設に伴う組織的犯罪処罰法改正(平成二九年法六七号)により、長期四年以上の罪が包括的にこれに含まれた結果、現在、前提犯罪は二二一と、さらに大幅に拡充されるに至っている。なお、本改正と同法二条二項五号にいう「犯罪収益」の意義について検討したものと、橋本広大「組織的犯罪処罰法における『犯罪収益』概念について——テロ等準備罪新設に係る二条二項五号の検討——」法学政治学論究一一六号二二一頁以下参照。
- (155) この点に関する日本の状況については、城・前掲注(2) 一三六以下参照。
- (156) ML罪の処罰根拠の理解にもよるが、前提犯罪とML罪との法益侵害を別個のものと解する以上、前提犯罪の本犯者がML行為をした場合、前提犯罪とともに、別途ML罪が成立するものとされ、また前提犯罪に組織性は不要であることから、窃盗の単独犯が窃取した財物も「犯罪収益」になるとされるなど(山口編・前掲注(153) 一二二―一二三頁(橋爪隆) 参照)、日本の二つのML罪の処罰範囲も、やはり相当に広いものである。
- (157) 藏本・前掲注(21) 九九頁参照。
- (158) 本罪の保護法益に関しては、例えば、古田ほか編・前掲注(12) 三六頁の他、佐伯仁志「組織犯罪への実体法的対応」岩村正彦ほか編『現代の法(六)』(岩波書店、一九九八) 二五五頁、山本輝之「マネーロンダリング」法学教室二四〇号二六頁、佐久間修「組織犯罪対策(マネーロンダリング)の狙い」刑事法ジャーナル一〇一六頁、川出敏裕「日本におけるマネーロンダリング規制」佐伯仁志ほか編『日中経済刑法の比較研究』(成文堂、二〇一一) 一七五頁、丸山雅夫「マネー

ロンダリング」斎藤豊治ほか編『神山敏雄先生古稀祝賀記念論文集第二巻』（成文堂、二〇一六）三三一頁など参照。

- (159) 国際社会連携の要請に基づく刑事立法が活発化し、日本の刑法学の常識的な基本原則と抵触し得る犯罪化がなされる事態があり得る状況の中、日本とは異なる法体系との比較的研究が有用であるとの指摘がある。例えば、橋本広大「イギリスにおける制定法上の共謀罪の検討」法学政治学論究一一四号九五頁、九六頁参照。本稿は、こうした発想に貴重な示唆を得ている。

- (160) 今井・前掲注（20）一二六頁、城祐一郎『現代国際刑事法——国内刑事法との協働を中心として——』（成文堂、二〇一八）一七四—一七五など参照。

- (161) 例えば、「疑わしい取引の届出」については多少言及し得たものの、二〇一五年規則に基づき規制領域に対して課されるその他の適正な注意義務の履行状況やその問題点の他、二〇〇二年法上規定される「国税機能」（第六部）、「債務超過等」（第九部）、「情報」（第一〇部）、「雑則及び通則」（第二一部）などについては、全く調査・検討できていない。また、いわゆるテロ対策（CFT）が二〇〇二年法に与えた影響等についても同様である。

- (162) 本文中①～③の他、④刑事的没収に関しては、日本法における没収制度との比較も必要になるが、本稿にその準備はない。山口編・前掲注（53）三六三頁以下、特に三七七頁以下（樋口亮介）、末広陽一「組織的犯罪処罰法（没収・追徴）判タ一四二九号六四頁以下などに学びつつ、今後検討を進めたい。また、⑤イギリスの前提犯罪には租税通脱が含まれているところ、刑事的没収額の算定をはじめ、様々な問題が含まれているようであり（Allridge and Munford, *supra* note (86)）、仮に今後、租税通脱が重大犯罪であるとの国際的認識が形成され、日本の前提犯罪にこれを含める要請が働いた際に備え、イギリスの問題状況をより詳細に分析し、将来の議論の参考に供することには、意味があると思われる。まずは芝原・前掲注（1）八四九頁以下に学びつつ、今後研究を進めたい。さらに、⑥イギリスでは前提犯罪とM1罪との関係性が次第

に、しかし確実に希薄なものとなりつつあり (McCluskey, *supra* note (97), at 720) のことは、ML罪の量刑にも影響を及ぼし得る。例えば、Greaves事件 (*R v Greaves*, *supra* note (87)) において、被告人は、二〇〇〇年金融サービス及び市場法 (Financial Services and Markets Act 2000) 一九条、二二条 (無資格者による株式売買、投資活動勧誘 (二年以下の拘禁刑)) のコンスピラシー、及びML参画罪で訴追され、有罪判決 (前者一八月、後者四年、計五年六月の拘禁刑) を受けた。そこで、被告人は、ML参画行為は、前提犯罪に基づく量刑によって既に処罰されているから、ML参画罪の刑を別途科すべきでなく、仮にこれを科するのであれば、前者の刑の上限に留めるべきであったとして、上訴した。本件において、控訴院は、(i) ML行為が前提犯罪の非難可能性 (culpability) に何も付加していない場合、付加的刑罰は認められず (人は、同一行為を理由に二度処罰されるべきでない)、他方、(ii) ML行為が前提犯罪の非難可能性にこれを付加している場合、付加的刑罰が適切であること、本件ML行為 (国外に犯罪財産の大部分を送金する行為) は、仮に無資格販売が発覚した際に当局や投資家を挫くためになされた、前提犯罪を超える何ものかであって、付加的な、つまり連続的の刑がなされなければならないこと、しかしながら、量刑は、前提犯罪の性質及びこれに対する量刑を考慮しなければならぬことを摘示し、ML参画行為については、一八月の拘禁刑を相当とし、これと前提犯罪についての拘禁刑一八月とを付加的、連続的の量刑 (consecutive sentencing) して、三年の拘禁刑とすると判示している。MLの量刑は、二〇一四年以降、量刑委員会 (Sentencing Council) 発行の量刑ガイドラインに沿ってなされる (E Rees et al, *supra* note (41), para 5.127) が、ML罪の量刑に特有の問題があるようである。もともと、この問題を検討する際には、本判決に登場する連続的の量刑の概念をはじめ、イギリスの量刑理論及び実務を正確に理解することが必要であるため、問題点の指摘に留める。